

第3部 お金のことについて



1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度

高額療養費制度を利用すると、1ヶ月（1日～末日）の窓口負担を自己負担限度額までに抑えることができます。

自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。

<70歳未満の場合>

- ①医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別の扱いになります。
- ②入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は含まれません。
- ③1つの世帯で（同じ保険証に名前が載っている人）で、同じ月に21,000円以上の自己負担を2回以上支払った場合は合算することが出来ます。
- ④外来での費用は、院外薬局での費用も含まれます。

高額療養費/自己負担限度額（1ヶ月）

平成27年1月診療分から

（平成27年1月現在）

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事の標準負担額（1食）
①区分ア （標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+ （総医療費－842,000円）×1%	140,100円	260円
②区分イ （標準報酬月額53万円～79万円の方）	167,400円+ （総医療費－558,000円）×1%	93,000円	
③区分ウ （標準報酬月額28万円～50万円の方）	80,100円+ （総医療費－267,000円）×1%	44,400円	
④区分エ （標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円	
⑤区分オ （低所得者） （被保険者が市区町村 民税の非課税者等）	35,400円	24,600円	210円（90日まで） 160円 （過去12ヶ月で91日以上）

■限度額適用認定証

保険者に申請し、医療機関窓口・薬局に提示することにより、窓口負担が自己限度額までとなります。高額な医療費が予想される場合は、早目の手続きをお勧めします。

<70歳以上の場合>

高額療養費/自己負担限度額（1ヶ月）

（平成26年3月現在）

区分	外来 （個人ごと）	70歳以上の世帯単位 （入院を含む）	1年間に4回以上 ある時4回目から	食事の標準負担額（1食）
現役並み 所得者	44,000円	80,100円+ （総医療費-267,000円） ×1%	44,000円	260円
一般	12,000円	44,400円		260円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		210円 （90日まで）
低所得者Ⅰ				160円 （過去12ヶ月で91日以上）
		15,000円		100円

■限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

対象は、非課税世帯の方のみです。食事代の減額を受けるには、『標準負担額減額認定証』の手続きが必要です。

◎お問合せ先：加入している公的医療保険の窓口

医療保険の種類	お問合せ先
国民健康保険	市町村の国民健康保険担当窓口 （P52）
組保管掌健康保険	各健康保険組合の担当窓口
協会けんぽ （全国健康保険協会管掌健康保険）	全国健康保険協会 島根支部 ☎0852-59-5139
共済組合	各共済組合の担当窓口
船員保険	全国健康保険協会 船員保険部 ☎0570-300-800
後期高齢者医療制度	市町村の医療保険担当窓口

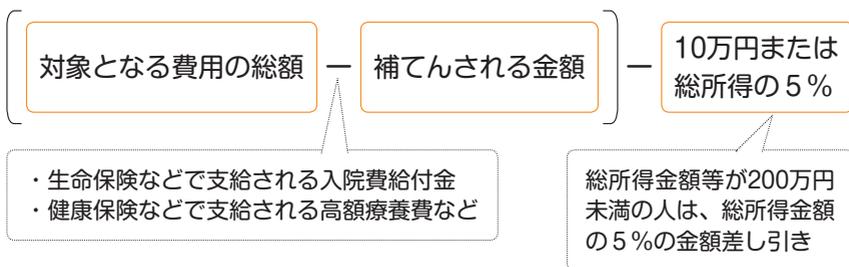
(2) 医療費等の控除

所得税や住民税を支払っている方が1年間（1/1～12/31）に一定以上の医療費や介護費用を支払った場合、確定申告することで税金が軽減されます。

<対象となる主な費用>

- ・ 医師や歯科医師による診療費
- ・ 治療や療養に必要なお薬代
- ・ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術費用
- ・ 医療費控除の対象となる介護保険サービスの自己負担額
- ・ 通院費（ガソリン代や駐車場料金は含まない）、医師等の送迎費、入院時の部屋代、食事代、医療用器具等の購入代や賃借料
- ・ 寝たきり高齢者のおむつ代（医師が発行する証明書が必要）
- ・ 保健師、看護師や家政婦等に付添など療養上の世話を依頼したときの費用など

<対象となる金額>



※支払を証明する領収書やレシートが必要になります。

※勤務先の年末調整とは別に、自分で確定申告を行う必要があります。

◎お問合せ先：お住まいの税務署（P60）

(3) 福祉医療

病気により身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方やひとり親家庭の方などは、世帯の所得によって医療費の自己負担が1割となり、かつ1月の支払いが上限額を超えると助成される「福祉医療」の対象となる場合があります。

<島根県上限額>

(平成26年10月現在)

区 分	入 院	外 来
一 般	20,000円	6,000円
低所得	2,000円	1,000円

◎お問合せ先：市町村の障がい福祉担当課（P58）

会計窓口



2. 家庭の状況にあつ支援を受けたい

(1) 傷病手当金

病気やけがで働けず、十分な報酬が得られない間の所得を保障するための手当です。受給期間は支給開始から最長1年6ヶ月です。休業1日につき標準報酬日額3分の2が支給されます。

<対象となる人>

- 全国健康保険協会や組合管掌健康保険等に加入している被保険者
- ※国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。
- ※被扶養者への給付はありません。

<対象の条件>

- ①業務外で生じた病気やけがにより休んでいること
- ②仕事ができないこと
- ③連続した3日間を含む4日以上のお休みがあること
- ④休んでいる期間の給与の支払いがないか、傷病手当金の額より少ない支払いであること

◎お問合せ先：各事業所（勤務先）の担当者、加入している公的医療保険の窓口（P31）

(2) 生活保護

病気や失業、さまざまな理由により生活が経済的に困難になったときに「健康で文化的な最低限度の生活」が送れるように保障する制度です。保護の内容は日常生活を送るためのものや医療を受けるためのもの、介護サービスを受けるためのものなどの8種類があります。

<対象>

- ・世帯の収入が国の定める基準以下
- ・他の制度や資産、援助、能力など活用できるものをすべて活用してもなお生活が維持できないこと

※最低生活費は居住地や世帯の人数、年齢などによって異なります。
※最低生活費に不足するものが支給されます。

◎お問合せ先：市町村の福祉事務所（生活保護担当窓口）（P59）



3. 障害についての支援を受けたい

(1) 障害年金

病気やけがのために一定の障害が生じると、その程度に応じて支給される年金です。

がんのために日常生活や就労に制限を受ける状態になったとき受けられる場合があります。

受給の可否や年金額などは、加入状況、保険の種類、本人の状態などによって異なります。

◎お問合せ先：年金事務所（P58）、加入している公的年金の窓口、がん相談支援センター（P21）

(2) 身体障害者手帳

一定の障害を持つ方に交付される手帳で、視覚、聴覚、平衡、音声機能言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能の12種類の障害別に基準が定められ、病気による障害が認められる場合があります。

税制上の優遇や各種サービスを受ける際に必要となることがあり、障害の等級や種類によって利用できるものが異なります。

利用できる福祉サービス

- ・介護給付
- ・日常生活用具の給付（人工喉頭、吸引器、吸入器、ストマ装具等の購入補助）
- ・税の減免
- ・各種料金割引、減免
- ・公共交通機関運賃の割引 など

4. その他の制度

(1) アスベスト健康被害に関する制度

アスベスト（石綿）が原因で下記疾患にかかった方・そのご遺族の方は、「労災保険制度」または労災保険の対象にならなかった場合でも「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、医療費・弔慰金等の救済給付が受けられる場合があります。

	労災保険制度	石綿健康被害救済制度
対象疾患・病態	石綿肺 肺がん 中皮腫 びまん性胸膜肥厚 良性石綿胸水	石綿肺 肺がん 中皮腫 びまん性胸膜肥厚
対象者	労働保険加入者 (間接被爆も含む)	労働保険の対象にならない者
申請先	・労働基準監督署	・保健所 ・環境再生保全機構 TEL 0120-389-931 (受付時間：平日9:30～17:00)

◎お問合せ先：がん相談支援センター（P21）

(2) 島根がん先進医療費利子補給交付事業

高額な医療費が必要となる、がんの先進医療を受ける方やそのご家族の方で、指定された金融機関のがん先進医療費専用ローンを利用された方に、「島根がん対策募金」から、利子相当額を最大7年間助成します。（実質、無利子で医療費ローンが利用できます。）

◎お問合せ先：公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（☎0853-22-9343）

(3) 基金

●佐藤きち子患者支援基金

造血幹細胞移植が経済的に受けられない方に対して、移植にかかる費用が助成される基金です。

利用には所得などの条件があります。

◎お問合せ先：特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会
(☎03-5823-6360) (ホームページ<http://www.marow.or.jp/>)

●淳彦基金

造血幹細胞移植のためにHLA研究所で受けた検査費用を支援する基金です。

利用には所得などの条件があります。

◎お問合せ先：淳彦基金を育てる会 (☎042-523-0571)
(ホームページ <http://www11.ocn.ne.jp/~shin0219/atshihokikin-top.htm>)

●志村大輔基金

70歳未満の血液疾患がある方で、長期にわたって分子標的薬治療を続け、経済的に困っている方。

◎お問合せ先：特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会
(☎03-5823-6360) (ホームページ<http://www.marow.or.jp/>)